

滑川アドバンス研究会	安 達 真 隆	井 黒 和 人	滑川市堀江56-3	R3. 9.8	R3. 9.10
上田英俊と税理士の会	高 木 悦 子	濱 多 善 克	富山市中野新町2-4-15 富山県税理士会館内	R3. 9.22	R3. 9.29

富山県選挙管理委員会告示第64号

政治団体の名称等の異動届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、令和3年9月中に次の政治団体の届出事項の異動届出があったので、次のとおり公表する。

令和3年10月13日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年月日	届 出 年月日
日本第一党富山県本部	福崎 光弘	主たる事務所の所在地	砺波市豊町2-12-5 ミライエ エフ1 305	富山市長附78-9	R3. 9.1	R3. 9.6
		代 表 者	福 崎 光 弘	中 島 孝 文		
高岡宏和後援会	大坂 昭輔	代 表 者	大 坂 昭 輔	新 川 篤 志	R3. 8.20	R3. 9.13
加治ひろのり後援会	加治 宏規	会 計 責 任 者	矢 野 耕 栄	青 木 邦 英	R3. 9.3	R3. 9.13
角 柔 会	苅部 望	政治団体の名称	角 柔 会	正 柔 会	R3. 9.26	R3. 9.29
		主たる事務所の所在地	高岡市三女子43-6	高岡市中川1-2-27		
		代 表 者	苅 部 望	吉 村 英 男		
		会 計 責 任 者	明 神 隆	苅 部 望		

富山県選挙管理委員会告示第65号

政治団体の解散届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、令和3年9月中に次の政治団体から解散届出がなされたので、次のとおり公表する。

令和3年10月13日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀内 康男

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
宮腰光寛と税理士の会	高木悦子	濱多善克	富山市中野新町2-4-15 富山県税理士会館内	R3.8.30	R3.9.3
伏貴会	林貴文	林貴文	高岡市伏木古国府5-1	R3.9.16	R3.9.16

富山県選挙管理委員会告示第66号

資金管理団体の名称等の異動届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、令和3年9月中に資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、次のとおり公表する。

令和3年10月13日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀内 康男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	届出年月日
角田悠紀	悠友会	公職の種類	高岡市長	高岡市議会議員	R3.7.12	R3.9.6

富山県選挙管理委員会告示第67号

資金管理団体でなくなった旨の届出の公表について

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、令和3年9月中に資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年10月13日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
林 貴 文	伏 貴 会	高岡市伏木古国府5-1	R3. 9.16	R3. 9.16

富山県選挙管理委員会告示第68号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の名称の変更及び指定の取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の名称の変更及び指定の取消しについて、次のとおり告示する。

令和3年10月13日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

【名称の変更】

施設の名称		所在地
旧	南砺市福光会館「多目的ホール」	南砺市福光7336番地4及び7336番地5
新	南砺市福光会館（多目的ホール、サークルルーム1～3、会議室）	

【指定の取消】

施設の名称	所在地
南砺市福光会館「サークルルーム1」	南砺市福光7336番地4及び7336番地5
南砺市福光会館「サークルルーム2」	南砺市福光7336番地4及び7336番地5
南砺市福光会館「サークルルーム3」	南砺市福光7336番地4及び7336番地5
南砺市福光会館「会議室」	南砺市福光7336番地4及び7336番地5

富山県選挙管理委員会告示第69号

不在者投票を行うことができる施設の指定事項の変更について
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による院長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定事項の変更があったので告示する。

令和3年10月13日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の種類	名 称		所 在 地
病 院	旧	坂本記念病院	下新川郡入善町入膳3345-2
	新	入善セントラル病院	

